

# 国立大学法人熊本大学利益相反ポリシー

平成16年6月24日

利益相反検討委員会

## 1. 目的

国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）は、教育と学術研究という基本的使命に加え、研究成果の直接的な社会還元を目的として産学官連携を推進する。

産学官連携を推進する過程で、役員及び職員（以下「職員等」という。）が有することになる利益や負うこととなる義務が、大学がその使命に基づき職員等に求める義務（大学の利益）と衝突する場合が生じうることも考えられる（いわゆる利益相反）。そこで本学は、産学官連携の推進に当たり、利益相反の問題について、本学及びその職員等が取り組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとしてまとめ、以下に示す。

## 2. 利益相反ポリシーの基本的な考え方

本学は、産学官連携ポリシーに定めるように、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。また職員等のそのような活動を奨励する。

しかし、その過程で生じる利益相反による大学の使命・利益の侵害は防止する必要がある。そこで本学は、産学官連携を公正かつ効率的に推進するために、社会通念上、妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断される利益相反行為を防止し、解決するためのルールを設ける。

## 3. 利益相反ポリシーのルール

本学の職員等は、産学官連携に携わるに当たって、産学官連携に伴う個人的な利益や提供先の利益等を優先する結果、大学の本来の使命である教育・研究を、疎かにするようなことがあってはならない。また、本学及び職員等は、そのような利益相反行為がなされているとの疑いを社会から招かないように努めなければならない。

このようなルールを守るために、適切に対処するための利益相反マネジメント体制及び利益相反マネジメントを構築することとする。

## 4. 利益相反マネジメント体制

### （1）利益相反検討委員会の設置

本学に利益相反検討委員会を設置し、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する。

### （2）利益相反アドバイザリーボードの設置

利益相反検討委員会は、審議内容の専門性を勘案して、種々の助言を得るため、外部専門家（学識経験者や弁護士等の外部の専門家）により構成する利益相反ア

ドバイザリーボードを別に設ける。

(3) 利益相反アドバイザーの配置

本学に利益相反アドバイザーを配置する。利益相反アドバイザーは、利益相反問題を抱える職員等の相談等、日常的にマネジメントの推進を行う中心的な役割を担う。

5. 利益相反マネジメント

(1) 報告と記録・調査

■兼業報酬、実施料収入、未公開株式等について、一定額以上の収入がある職員等は、利益相反検討委員会に対して、その活動内容を届け出るものとする。

■利益相反検討委員会は、金銭的情報の記録と保存及び事実関係の調査を行う。

(2) 対応方策の検討

■利益相反検討委員会は、調査結果に基づき対応方策の検討を行い、是正すべき事態に至ったと判断される場合には、速やかに是正勧告等を行う。

■当該職員等は、異議申し立ての機会を有することとする。

(3) 情報公表・管理

■本学は、プライバシーを侵さない配慮をしつつ、基本的に情報公表の原則に従い活動内容を公表し、その透明性を確保するとともに社会的な説明責任を果たす。

■本学は、機密漏洩がないように十分な情報管理を行うとともに、必要な場合は学外者の意見を求める。